

# 都市の低炭素化の促進に関する法律

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条―第六条）
- 第三章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置
  - 第一節 低炭素まちづくり計画の作成等（第七条・第八条）
  - 第二節 集約都市開発事業等（第九条―第二十条）
  - 第三節 共通乗車船券等
    - 第一款 共通乗車船券（第二十一条）
    - 第二款 鉄道利便増進事業（第二十二条―第二十四条）
    - 第三款 軌道利便増進事業（第二十五条―第二十七条）
    - 第四款 道路運送利便増進事業（第二十八条―第三十条）
    - 第五款 報告の徴収（第三十一条）

第四節 貨物運送共同化事業（第三十二条―第三十七条）

第五節 樹木等管理協定等（第三十八条―第四十六条）

第六節 下水道施設からの下水の取水等に係る特例等（第四十七条―第四十九条）

第七節 都市の低炭素化の促進に関する援助等（第五十条―第五十二条）

第四章 低炭素建築物の普及の促進のための措置（第五十三条―第六十条）

第五章 雑則（第六十一条・第六十二条）

第六章 罰則（第六十三条―第六十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普

及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「都市の低炭素化」とは、都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化することをいう。

2 この法律において「低炭素まちづくり計画」とは、市町村が作成する都市の低炭素化を促進するためのまちづくりに関する計画であつて、第七条の規定により作成されたものをいう。

3 この法律において「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であつて、第五十四条第一項の認定を受けた第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修が行われ、又は行われたものをいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市の低炭素化の促進の意義及び目標に関する事項

二 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項

四 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

五 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する重要事項

3 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(国の責務)

第四条 国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、都市の低炭素化の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、土地の利用、旅客又は貨物の運送その他の事業活動に関し、都市の低炭素化に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する都市の低炭素化の促進に関する施策に協力しなければならない。

第三章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成等

(低炭素まちづくり計画)

第七条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域にあつては、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。第五十三条第一項において「市街化区域等」という

。に限り。）であつて都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

2 低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 低炭素まちづくり計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ 都市機能の集約（計画区域外から計画区域内に都市機能を集約することを含む。以下同じ。）を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

ロ 公共交通機関の利用の促進に関する事項

ハ 貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項

ニ 緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

ホ 下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。次項第五号

イ及び第四十七条において同じ。）を熱源とする熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利

用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項

へ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の抑制（以下「建築物の低炭素化」という。）の促進に関する事項

ト 二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下この号及び第五十条において同じ。）の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

チ その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置として国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項

三 低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

四 計画期間

五 その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項



3 次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一 前項第二号イに掲げる事項 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二十条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内の区域であつて当該区域における駐車施設（同条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。）の機能を集約すべきもの（第二十条において「駐車機能集約区域」という。）並びに集約駐車施設（当該機能を集約するために整備する駐車施設をいう。）の位置及び規模に関する事項

二 前項第二号ロに掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 鉄道利便増進事業（その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る旅客鉄道事業（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。第二十三条第三項第三号及び第四号において同じ。）を経営し、又は経営しようとする者が当該旅客鉄道事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

ロ 軌道利便増進事業（その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る旅客軌道事業（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち旅客の運送を行うものをいう。第二十六条第三項第三号において同じ。）を経営し、又は経営しようとする者が当該旅客軌道事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

ハ 道路運送利便増進事業（その全部又は一部の区間が計画区域内に存する路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。第二十九条第三項第三号において同じ。）又は特定旅客自動車運送事業（同法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業をいう。同項第三号において同じ。）を経営し、又は経営しようとする者がこれらの事業の利用者の利便の増進を図るために実施する事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

三 前項第二号ハに掲げる事項 貨物運送共同化事業（計画区域内において、第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第三号において同じ。））、第二種貨物利用運送事業（同法第二条第八項に規定す

る第二種貨物利用運送事業をいう。第三十三条第三項第四号及び第四項において同じ。）又は一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。第三十三条第三項第五号において同じ。）を經營し、又は經營しようとする二以上の者が、集貨、配達その他の貨物の運送（これに付随する業務を含む。）の共同化を行う事業をいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

四 前項第二号ニに掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項

イ 樹木が相当数存在し、これらを保全することにより都市の低炭素化が効果的に促進されることが見込まれる区域（第三十八条第一項において「樹木保全推進区域」という。）及び当該区域において保全すべき樹木又は樹林地等（樹林地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設けられる樹木の集団をいい、これらと一体となった草地を含む。以下同じ。）の基準（同項において「保全樹木等基準」という。）に関する事項

ロ 第四十六条第一項の規定による指定に関する事項

五 前項第二号ホに掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 下水を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）

第二条第四項に規定する熱供給施設その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第四十七条第一項の許可に係るもの内容及び実施主体に関する事項

ロ 都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。

次項第二号及び第四十八条において同じ。）に設けられる太陽光を電気に変換する設備その他の化石

燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設（ハにおいて「非化石エネルギー

利用施設等」という。）で政令で定めるものの整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項

ハ 港湾隣接地域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾隣接地

域をいう。）に設けられる非化石エネルギー利用施設等で国土交通省令で定めるものの整備に関する

事業（その実施に当たり同項の許可を要するものに限る。）の内容及び実施主体に関する事項

4 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項につい

て、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 前項第五号イに掲げる事項 第四十七条第一項の許可の権限を有する公共下水道管理者等（下水道法

第四条第一項に規定する公共下水道管理者又は同法第二十五条の三第一項に規定する流域下水道管理者をいう。第四十七条及び第六十三条において同じ。）

二 前項第五号ロに掲げる事項 当該事項に係る都市公園の公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第四十八条において同じ。）

三 前項第五号ハに掲げる事項 当該事項に係る港湾の港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第四十九条において同じ。）

5 市町村は、低炭素まちづくり計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第三項第一号に定める事項 都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）

二 第三項第二号イからハまでに掲げる事項、同項第三号に定める事項又は同項第五号イからハまでに掲げる事項 当該事項に係る実施主体

三 前号に掲げるもののほか、第二項第二号に掲げる事項として記載された事項で当該市町村以外の者が

実施する事務又は事業の内容及び実施主体に関するもの 当該事項に係る実施主体

四 第二項第二号イからハまでに掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交通法（昭和三十

十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の交通の規制が行われることとなる事務又は事業に関するもの 関係する公安委員会

6 低炭素まちづくり計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十條の三第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合するとともに、都市計画法第六條の二第一項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八條の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、低炭素まちづくり計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、低炭素まちづくり計画の変更について準用する。

（低炭素まちづくり協議会）

第八条 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 低炭素まちづくり計画を作成しようとする市町村

二 低炭素まちづくり計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

三 その他当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第二節 集約都市開発事業等

(集約都市開発事業計画の認定)

第九条 第七条第二項第二号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物（以下「特定建築物」という。）及びその敷地の整備に関する事業（これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設（次条第一項第三号において「特定公共施設」という。）の整備に関する事業を含む。）並びにこれに附帯する事業であつて、都市機能の集約

を凶るための拠点の形成に資するもの（以下「集約都市開発事業」という。）を施行しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該低炭素まちづくり計画に即して集約都市開発事業に関する計画（以下「集約都市開発事業計画」という。）を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

2 集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 集約都市開発事業を施行する区域
  - 二 集約都市開発事業の内容
  - 三 集約都市開発事業の施行予定期間
  - 四 集約都市開発事業の資金計画
  - 五 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果
  - 六 その他国土交通省令で定める事項
- （集約都市開発事業計画の認定基準等）

第十条 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。



一 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。

二 集約都市開発事業計画（特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第四項まで及び第六項において同じ。）が第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

三 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。

四 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

五 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

2 建築主事を置かない市町村（その区域内において施行される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建築物である場合における建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村を含む。）の市町村長は、前項の

認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第二号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知しなければならない。

5 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

6 市町村長が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

7 市町村長は、第五項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

8 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第五項において準用する同法第十八条第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

9 集約都市開発事業を施行しようとする者がその集約都市開発事業計画について第一項の認定を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項の規定は、適用しない。

（集約都市開発事業計画の変更）

第十一条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定集約都市開発事業者」という。）は、当該認定を受けた集約都市開発事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の徴収)

第十二条 市町村長は、認定集約都市開発事業者に対し、第十条第一項の認定を受けた集約都市開発事業計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第十四条において「認定集約都市開発事業計画」という。)に係る集約都市開発事業(以下「認定集約都市開発事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第十三条 認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第九条第二項第一号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第十条第一項の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第十四条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事

業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(集約都市開発事業計画の認定の取消し)

第十五条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第十条第一項の認定を取り消すことができる。

(特定建築物に関する特例)

第十六条 認定集約都市開発事業により整備される特定建築物については、低炭素建築物とみなして、この法律の規定を適用する。

(費用の補助)

第十七条 地方公共団体は、認定集約都市開発事業者に対して、認定集約都市開発事業の施行に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。